

地域包括ケア推進リーダー・介護予防推進リーダー 名称変更と取得手続きの変更について

改訂のポイント1：「地域包括ケア推進リーダー」の名称を改訂

現行の名称「地域包括ケア推進リーダー」



改訂後の名称「地域ケア会議推進リーダー」

<名称改訂の理由>

地域ケア会議への参加推進を目的とした研修制度として、「地域包括ケア推進リーダー」の研修制度が始まり、会員各位の地域包括ケアシステムへの関心を高めることができました。しかし、「地域包括ケアシステム」を冠するため、あたかも「地域包括ケアシステム全体を推進する」ための研修制度との誤解を受ける傾向がありました。

そのため、今回のコンテンツ改訂を機に、現行の「地域包括ケア推進リーダー」の名称を「地域ケア会議推進リーダー」へ変更します。

改訂のポイント2：「地域ケア会議推進リーダー」の取得手続きについて

- 講義の名称 → 変更なし
- 講義の数 → 変更なし
- 講義の時間 → 変更なし
- 講義の内容 → **変更あり**：現行の内容をベースとし、介護保険制度等の変更により現状と齟齬が生じている部分を修正

改訂のポイント3：「介護予防推進リーダー」の取得手続きについて

- 講義の名称 → **変更あり**：一部の講義について、現行の名称にサブタイトルを追加
- 講義の数 → **変更あり**：eラーニングを4講義から6講義へと変更
- 講義の時間 → 変更なし
- 講義の内容 → **変更あり**：現行の内容をベースとし、介護保険制度等の変更により現状と齟齬が生じている部分を修正

※詳細は、日本理学療法士協会 HP（改訂内容と改訂のスケジュール）を確認して下さい

改訂に関するFAQ

Q1：現行版のeラーニングを受講した後、改訂版の導入研修を受講しても推進リーダーの資格取得に影響ないか？

A1：影響ありません。現行版と改訂版を混在して受講したとしても、推進リーダーの資格を取得できます。

Q2：現在、eラーニングを受講中であるが、改訂によって、修了の条件に変更はあるか？

A2：2018年度にお申し込みをされた方は、受講状況によって、修了条件が変更となります。【改訂にあつての注意点】をご確認ください。

Q3：現行版を受講し、既に推進リーダーの資格を取得した者は、再度、改訂版のeラーニングと導入研修を受講する必要があるか？

A3：必要ありません。

Q4：既に推進リーダーを取得している者やeラーニングを受講済の者は、改訂版のeラーニングを視聴できるか？

A4：視聴できるようにする方針です。視聴の条件・方法については、後日、改めて通知します。

（お問合せ先）

公益社団法人 大分県理学療法士協会 事務所

TEL：097（547）7797

E-Mail：opta43suishinr@yahoo.co.jp